＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 会則

（名称）

第１条　本会は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、野洲市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（目的）

第３条　本会は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を目的とし、令和＿＿年＿＿月＿＿日に設立した。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（1）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿活動

（2）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿活動

（3）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿活動

（4）その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 会費 ＿＿＿＿円/月

（退会）

第8条 会員は、退会届を＿＿に提出し退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を＿＿ヵ月以上納入しないとき。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

（1）会長

（2）副会長

（3）＿＿＿

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、＿＿年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（解任）

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、＿＿＿の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障等により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 本会の活動に著しくそぐわないと判断されたとき。

（総会）

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に＿＿回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更

（2）解散

（3）事業の変更

（4）事業報告及び収支決算

（5）役員の選任又は解任

（6）その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第15条 会長は、毎事業年度終了後＿＿ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、＿＿＿の承認を得なければならない。

（事業年度）

第16条 本会の事業年度は、＿＿月＿＿日から＿＿月＿＿日までとする。

（委任）

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第18条 この会則は、総会において、出席者の＿＿分の＿＿以上の承認がなければ変更できない。

附　則

1 この会則は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から施行する。